

4-5 景観

(1) 自然景観資源及び歴史的・文化的景観資源の状況

調査範囲における自然景観資源は、第 4-21 表のとおり蒲生干潟、仙台湾砂浜海岸（深沼海岸）及び長浜があり、その位置は第 4-19 図のとおりである。また、現地踏査等により確認した歴史的・文化的景観資源は第 4-22 表及び第 4-20 図のとおりである。なお、計画地にはこれらの資源はない。

第 4-21 表 自然景観資源

No.	名称	種類	概要	見られ方	インパクト	保全状況
1	蒲生干潟	湖沼	分類：潟湖、面積 48,000m ² 、湖岸線延長 2,700m	近中	人の立入り、道路開発、周辺の開発	・仙台湾海浜県自然環境保全地域 ・国指定鳥獣保護区特別保護地区
2	仙台湾砂浜海岸（深沼海岸）	砂浜磯浜	分類：砂浜、延長 9.5km、幅 60m 山元町から続く砂浜海岸の一部。名取川河口から七北田川河口まで。砂浜の内陸側には、クロマツ林、貞山掘がある。	近中遠	人の立入り、道路開発、水辺の開発、周辺の開発	・仙台湾海浜県自然環境保全地域
3	長浜	砂浜磯浜	分類：砂浜、延長 1.9km、幅 30m 本山町から続く砂浜海岸の一部。七北田川河口より北。内陸側に蒲生干潟がある。	近中遠	人の立入り、道路開発、水辺の開発、周辺の開発	・仙台湾海浜県自然環境保全地域 ・国設鳥獣保護区

注：位置は第 4-19 図を参照。

出典：「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市、平成 29 年）現地踏査

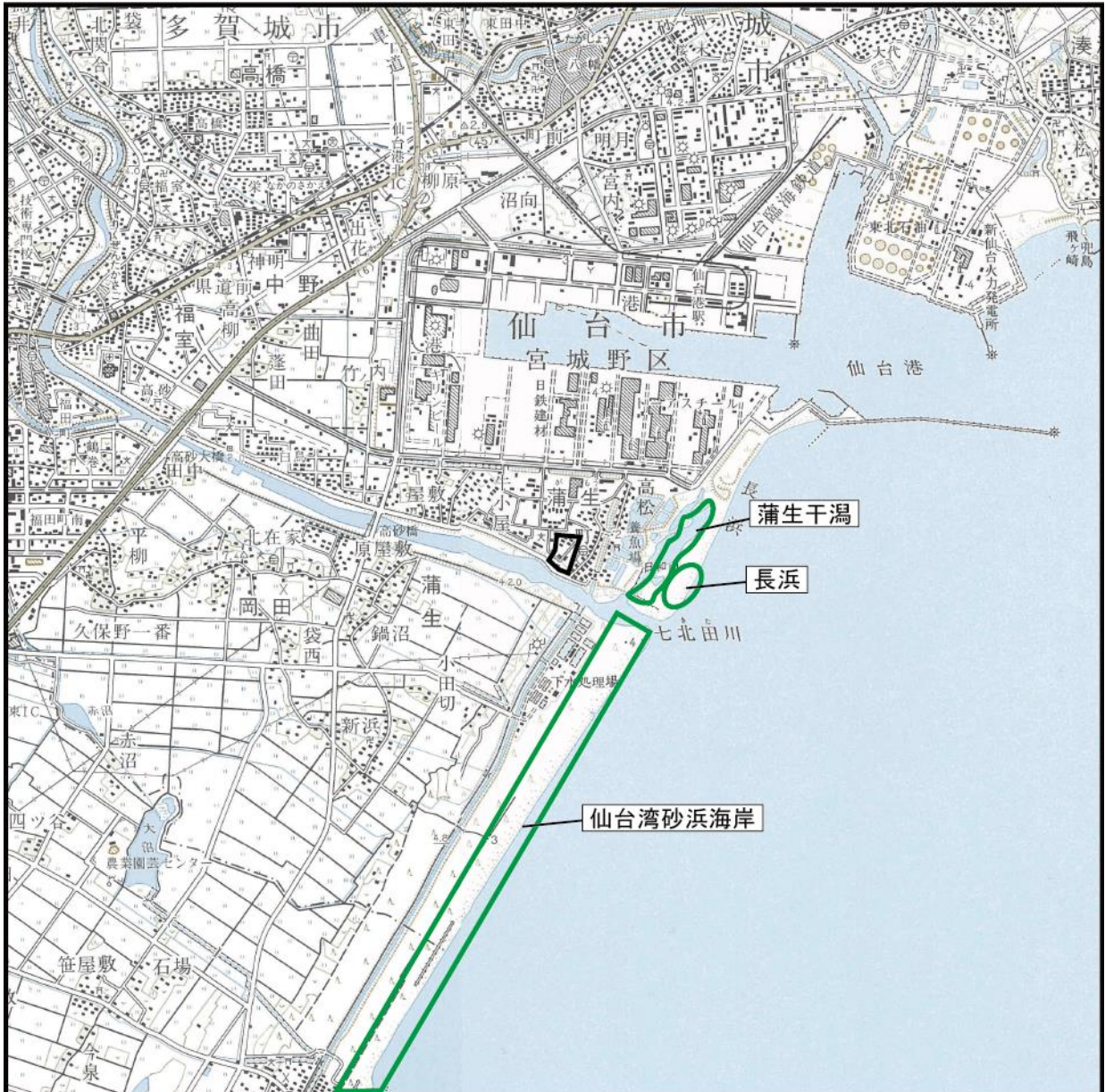
第 4-22 表 現地踏査等により確認した歴史的・文化的景観資源

No.	名称	種類	所在地
11	天照大神宮	神社	宮城野区蒲生字八郎兵衛第一 25
12	吉窪神社	神社	宮城野区岡田字浜通 29
13	照徳寺	寺	宮城野区岡田字浜通 36
14	湯殿山神社	神社	若林区荒井笹屋敷 135
15	長楽院不動尊	不動尊	若林区荒井笹屋敷 156
16	湊神社	神社	若林区荒浜新堀端
17	浄土寺	寺	若林区荒浜字西 20
18	東日本大震災慰霊碑	慰霊碑	宮城野区中野西原 152
19	志引の森	不明	多賀城市東田中
20	宝国寺・末の松山	寺	多賀城市八幡 2-8-28
21	沖の井（沖の石）	風景地	多賀城市八幡 2-19
22	喜太郎神社	神社	多賀城市八幡
23	大代横穴墓群	墓	多賀城市大代 5-8
24	柘形囲貝塚	貝塚	多賀城市大代

注：1.位置は第 4-20 図を参照。

2. No.18 は現地調査により確認、その他は「(仮称)東部復興道路整備事業環境影響評価方法書」（仙台市、平成 24 年 11 月）、「仙台高松発電所建設計画環境影響評価方法書」（平成 29 年 3 月）を参考とした。

第 4-19 図 自然景観資源



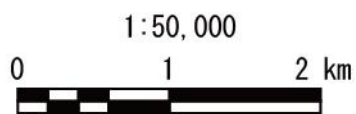
凡 例

-  計画地
-  自然景観資源

出典：「第 3 回自然環境保全基礎調査」（環境庁、平成元年）

参考：「Google マップ」（Google Inc.HP、閲覧：平成 29 年 2 月）

「Mapion 地図」（株式会社マピオン HP、閲覧：平成 29 年 2 月）



第 4-20 図 現地踏査等により確認した歴史的・文化的景観資源



(2) 眺望の状況

調査範囲は標高の差が少ない地域である。

計画地を眺望できる主要な眺望点は第 4-23 表及び第 4-21 図のとおりであり、仙台港中央公園及び向洋海浜公園等がある。

第 4-23 表 主要な眺望点

区分	No	名称
公園・レクリエーション施設	1	仙台港中央公園
	2	向洋海浜公園
	3	貞山掘
	4	仙台市農業園芸センター

注：位置は第 4-21 図を参照。

出典：1. 「杜の都・仙台 わまがち緑の名所 100 選」(仙台市 HP、平成 14 年 3 月)

2. 「宮城県港湾課、HP」

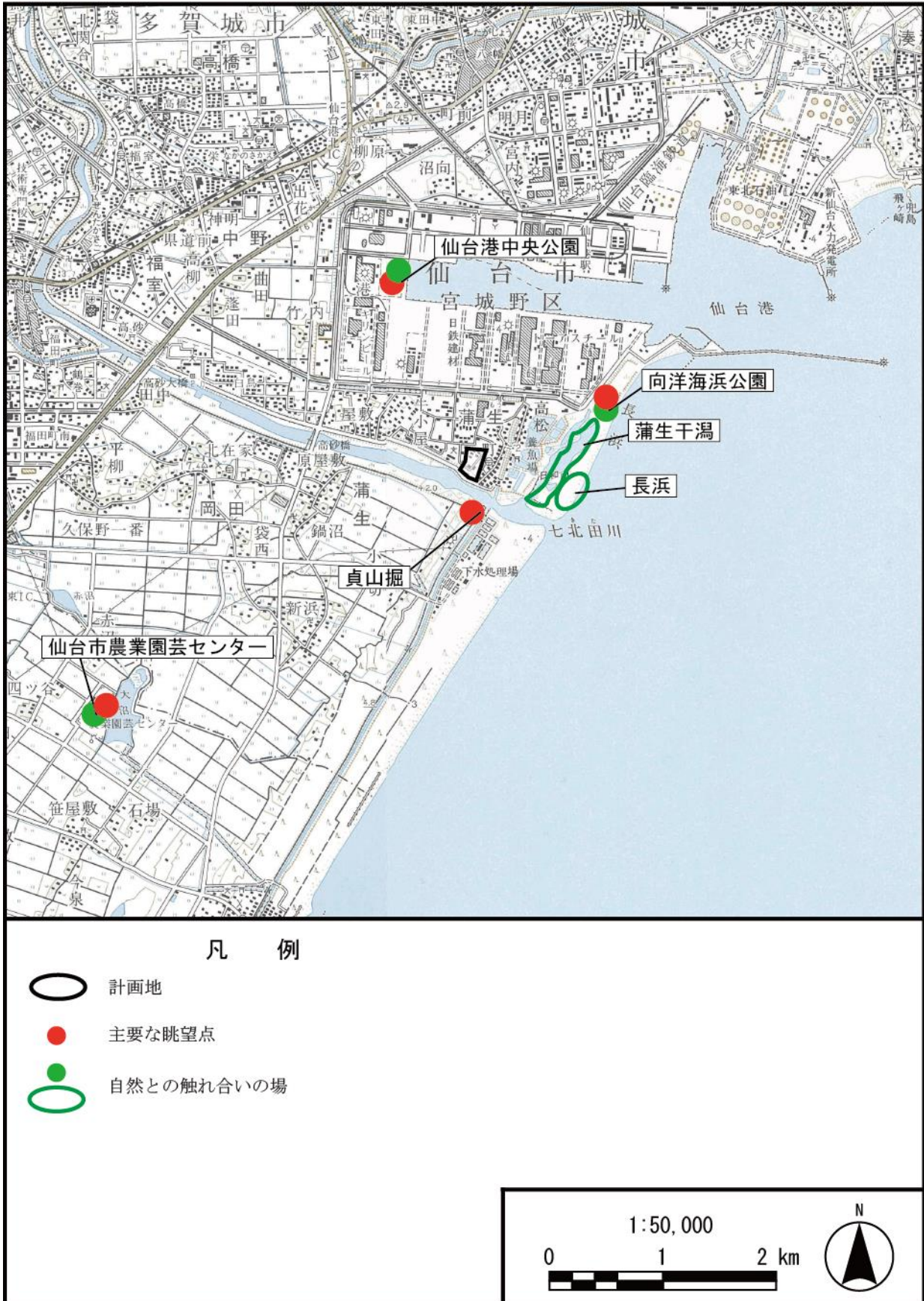
3. 「みやぎ身近な景観百選」(宮城県、平成 24 年 9 月)

4. 「仙台市 HP、くらしの情報、農林水産業」

(3) その他の立地上配慮を要する景観

事業の立地上配慮を有する動物は、「(1) 自然景観資源及び歴史的・文化的景観資源の状況」、
「(2) 眺望の状況」に記載したとおりであり、その他配慮を要する動物はない。

第4-21図 主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの場



4-6 自然との触れ合いの場

(1) 自然との触れ合いの場

調査範囲における自然との触れ合いの場（自然公園等）は、第 4-24 表及び第 4-21 図のとおりであり、仙台港中央公園、向洋海浜公園等がある。

また、調査範囲における公園（都市公園等）は第 4-25 表～第 4-27 表及び第 4-22 図のとおりである。なお、自然との触れ合いの場は人が集まる場所であることから、主要な眺望点と図を併記した。

計画地には自然との触れ合いの場はない。

第 4-24 表 自然との触れ合いの場（自然公園等）

No	名称	概要
1	仙台港中央公園	東北博覧会会場に利用された広大な敷地の仙台港中央公園には、小高い丘があり、展望台になっている。
2	向洋海浜公園	向洋海浜公園は、蒲生干潟隣接地の約 3.2 ヘクタールで、太平洋と蒲生干潟を一望できる高台に位置する。敷地内には、300 台分の舗装駐車場、多目的広場、トイレ及び四阿（あずまや）がある。
3	仙台市農業園芸センター	市民が農業と緑にふれあう憩いの場として、また、農業及び地場生産物への理解を深める場として、平成元年に開園した。敷地面積は 106,986m ² 。市民農園や芝生広場がある。また、トマト狩りなど、有料での収穫体験なども行っている。
4	長浜	向洋海浜公園の前面前浜から長浜にかけては、サーフィンの適地として全国的に知名度が高く、毎年全国レベルの大会が開催される。また、七北田川の河口付近では潮干狩りで賑わう。
5	蒲生干潟	蒲生干潟の周辺ではバードウォッチングを楽しむ愛好家で賑わう。

注：位置は第 4-21 図を参照。

出典：1. 「杜の都・仙台 わまがち緑の名所 100 選」（仙台市 HP、平成 14 年 3 月）

2. 「宮城県港湾課、HP」

3. 「宮城県、蒲生干潟の自然、HP」

4. 「仙台市 HP、くらしの情報、農林水産業」

第 4-25 表 (1) 仙台市公園一覧 (都市公園等)

番号	名称	所在地
1	七北田川田子緑地	仙台市宮城野区田子字五平淵 1-1 外
2	田子小原公園	仙台市宮城野区田子 3 丁目 111-4
3	上田子 2 号公園	仙台市宮城野区田子 3 丁目 507
4	田子二丁目北公園	仙台市宮城野区田子 2 丁目 6-4
5	田子二丁目公園	仙台市宮城野区田子 2 丁目 40-1
6	田子要害東公園	仙台市宮城野区田子 1 丁目 252-1
7	田子要害西公園	仙台市宮城野区田子字要害 254-9
8	田子一丁目北公園	仙台市宮城野区田子 1 丁目 490-17 外
9	田子一丁目南公園	仙台市宮城野区田子 1 丁目 1001-26
10	扇町六丁目公園	仙台市宮城野区扇町 6 丁目 5-1
11	町浦公園	仙台市宮城野区福田町 2 丁目 365
12	福田町砂押公園	仙台市宮城野区福田町 2 丁目 1224
13	福田町四丁目公園	仙台市宮城野区福田町 4 丁目 5-1
14	福田町南一丁目公園	仙台市宮城野区福田町南 1 丁目 1007
15	岡田西町公園	仙台市宮城野区岡田西町 2
16	七北田川鶴巻緑地	仙台市宮城野区鶴巻 1 丁目 1023
17	鶴巻一丁目東公園	仙台市宮城野区鶴巻 1 丁目 1006-1
18	鶴巻一丁目西公園	仙台市宮城野区鶴巻 1 丁目 1010-1
19	田中前二番公園	仙台市宮城野区福室字田中前二番 1-12
20	田中東一番公園	仙台市宮城野区福室字田中東一番 14-8
21	福室上町北公園	仙台市宮城野区福室 6 丁目 29-1
22	福室上町東公園	仙台市宮城野区福室 5 丁目 220-1 外
23	福室上町南公園	仙台市宮城野区福室 3 丁目 9-2
24	福室半在家公園	仙台市宮城野区福室 3 丁目 407-3 外
25	福室公園	仙台市宮城野区福室 5 丁目 601-70
26	福室境公園	仙台市宮城野区福室 7 丁目 1-42
27	福室寺前公園	仙台市宮城野区福室 5 丁目 36-9
28	福室四丁目公園	仙台市宮城野区福室 4 丁目 90-3
29	福室要谷公園	仙台市宮城野区福室 4 丁目 28-4 外
30	福室要谷 2 号公園	仙台市宮城野区福室 4 丁目 30-7 外
31	仙台港背後地 9 号公園	仙台市宮城野区福室字県道前 58 の一部外
32	仙台港背後地 8 号公園	仙台市宮城野区福室字県道前 95 外
33	福室二丁目公園	仙台市宮城野区福室 2 丁目 34-20

出典：「せんだいくらしのマップ」(仙台市 HP、閲覧：平成 29 年 4 月)

第 4-25 表 (2) 仙台市公園一覧 (都市公園等)

番号	名称	所在地
34	高砂駅西公園	仙台市宮城野区福室 2 丁目 7-8 外
35	高砂公園	仙台市宮城野区福室 1 丁目 46-17 外
36	高砂二丁目緑地	仙台市宮城野区高砂 2 丁目 26-2
37	高砂一丁目西公園	仙台市宮城野区高砂 1 丁目 18-8
38	高砂二丁目向田公園	仙台市宮城野区高砂 2 丁目 8-3
39	高砂緑地	仙台市宮城野区高砂 1 丁目 32 外
40	高砂一丁目公園	仙台市宮城野区高砂 1 丁目 23-1
41	出花一丁目公園	仙台市宮城野区出花 1 丁目 12-4
42	出花二丁目公園	仙台市宮城野区出花 2 丁目 7-9
43	出花三丁目公園	仙台市宮城野区出花 3 丁目 26-9
44	宿在家公園	仙台市宮城野区栄 3 丁目 5-8
45	福在公園	仙台市宮城野区栄 2 丁目 7-6
46	栄公園	仙台市宮城野区栄 4 丁目 4-1
47	栄東公園	仙台市宮城野区栄 4 丁目 20-5
48	栄五丁目公園	仙台市宮城野区栄 5 丁目 15
49	出花西公園	仙台市宮城野区栄 4 丁目 10-7
50	栄一丁目公園	仙台市宮城野区栄 1 丁目 85-3
51	中野向田公園	仙台市宮城野区白鳥 1 丁目 177-1 外
52	白鳥一丁目公園	仙台市宮城野区白鳥 1 丁目 265-3 外
53	蒲生土手前 2 号公園	仙台市宮城野区白鳥 1 丁目 5-2 外
54	蒲生土手前 3 号公園	仙台市宮城野区白鳥 1 丁目 15-6
55	蒲生蓬田前公園	仙台市宮城野区白鳥 1 丁目 560-6
56	蒲生土手前公園	仙台市宮城野区白鳥 1 丁目 109-01
57	耳取西公園	仙台市宮城野区白鳥 2 丁目 48-19
58	耳取公園	仙台市宮城野区白鳥 2 丁目 528
59	耳取 2 号公園	仙台市宮城野区白鳥 2 丁目 96-11
60	港南西公園	仙台市宮城野区蒲生字南屋ヶ城 1-27 外
61	港南東公園	仙台市宮城野区蒲生字南城道田 5-4 外
62	蒲生雑子袋北公園	仙台市宮城野区蒲生字雑子 5-26
63	南蒲生公園	仙台市宮城野区蒲生字雑子袋 4-20 外
64	上屋倉公園	仙台市宮城野区蒲生字上屋倉 24-39
65	中野北上公園	仙台市宮城野区中野字北上 44-3
66	出花西 2 号公園	仙台市宮城野区中野字出花西 90-13
67	仙台港背後地 7 号公園	仙台市宮城野区中野字神明 175-4 の一部外
68	海岸公園	仙台市宮城野区岡田、若林区荒浜等
69	仙台港中央公園	仙台市宮城野区港 2 丁目 5
70	向洋海浜公園	仙台市宮城野区中野 (港 1 丁目方面)

出典：「せんだいくらしのマップ」(仙台市 HP、閲覧：平成 29 年 4 月)

第 4-26 表 (1) 多賀城市公園一覧（都市公園等）

番号	名称	所在地
1	南安楽寺公園	多賀城市新田南安楽寺 12-16 付近
2	新田 2 号公園	多賀城市新田南関合 5 付近
3	新田 3 号公園	多賀城市新田南関合 16 付近
4	新田 4 号公園	多賀城市新田北関合 5 付近
5	南関合西公園	多賀城市新田南関合 22-12 付近
6	冠公園	多賀城市新田南関合 35 付近
7	北関合公園	多賀城市新田北関合 79-31 付近
8	南関合公園	多賀城市新田南関合 39-15 付近
9	高橋公園	多賀城市高橋 4 丁目 23 付近
10	高橋 1 号公園	多賀城市高橋 2 丁目 20
11	小深町公園地（高橋 2 号公園）	多賀城市高橋 5 丁目 20
12	高橋 3 号公園	多賀城市高橋 1 丁目 12
13	高橋 4 号公園	多賀城市高橋 3 丁目 13
14	高橋 5 号公園	多賀城市高橋 3 丁目 7
15	高橋 6 号公園	多賀城市高橋 1 丁目 2
16	高橋 7 号公園	多賀城市高橋 1 丁目 16
17	高橋 9 号公園	多賀城市高橋 3 丁目 5
18	高橋 10 号公園	多賀城市高橋 2 丁目 13
19	高橋前田公園	多賀城市高橋 1 丁目 20
20	門間田公園	多賀城市高橋 3 丁目 2
21	新門間田公園	多賀城市高橋 3 丁目 2
22	大日南公園	多賀城市高橋 4 丁目 12
23	奈賀済公園	多賀城市高橋 5 丁目 3
24	浜居場公園	多賀城市高橋 5 丁目 8
25	志引北公園	多賀城市東田中 1 丁目 22
26	志引中公園	多賀城市東田中 1 丁目 19
27	志引南公園	多賀城市東田中志引 174-3 付近
28	志引公園	多賀城市東田中 2 丁目 30
29	窪前公園	多賀城市東田中 1 丁目 12
30	窪前東公園	多賀城市東田中 2 丁目 12
31	舟橋公園	多賀城市東田中 2 丁目 40
32	宮前公園	多賀城市八幡 2 丁目 1
33	宮前東公園	多賀城市八幡 2 丁目 14
34	八幡 1 号公園	多賀城市八幡 3 丁目 15
35	八幡 2 号公園	多賀城市八幡 2 丁目 24
36	八幡 4 号公園	多賀城市八幡 2 丁目 4
37	築道公園	多賀城市八幡 1 丁目 4
38	都石公園	多賀城市八幡 4 丁目 7-60 付近
39	駅前広場	多賀城市中央 2 丁目 7
40	町前公園	多賀城市町前 2 丁目 1-21 付近

出典：「せんだいくらしのマップ」（仙台市 HP、閲覧：平成 29 年 4 月）

「多賀城市建設部道路公園課へのヒアリング」（多賀城市、平成 29 年 6 月） 等

第 4-26 表 (2) 多賀城市公園一覧（都市公園等）

番号	名称	所在地
41	明月公園	多賀城市明月 1 丁目 9
42	明月 2 号公園	多賀城市明月 1 丁目 2
43	塩留公園	多賀城市桜木 1 丁目 2
44	上屋敷公園	多賀城市桜木 2 丁目 5
45	上谷地岸公園	多賀城市桜木 2 丁目 6
46	下谷地岸公園	多賀城市桜木 2 丁目 7
47	塩入公園	多賀城市桜木 2 丁目 6
48	桜木公園	多賀城市桜木 3 丁目 3
49	県営多賀城八幡住宅内公園	多賀城市桜木 3 丁目 10
50	中財公園	多賀城市栄 1 丁目 1-106 付近
51	仙台港多賀城地区緩衝緑地公園	多賀城市大代 1 丁目 16-1
52	はしもつつみ公園	多賀城市大代 5 丁目 6
53	橋本公園	多賀城市大代 5 丁目 8

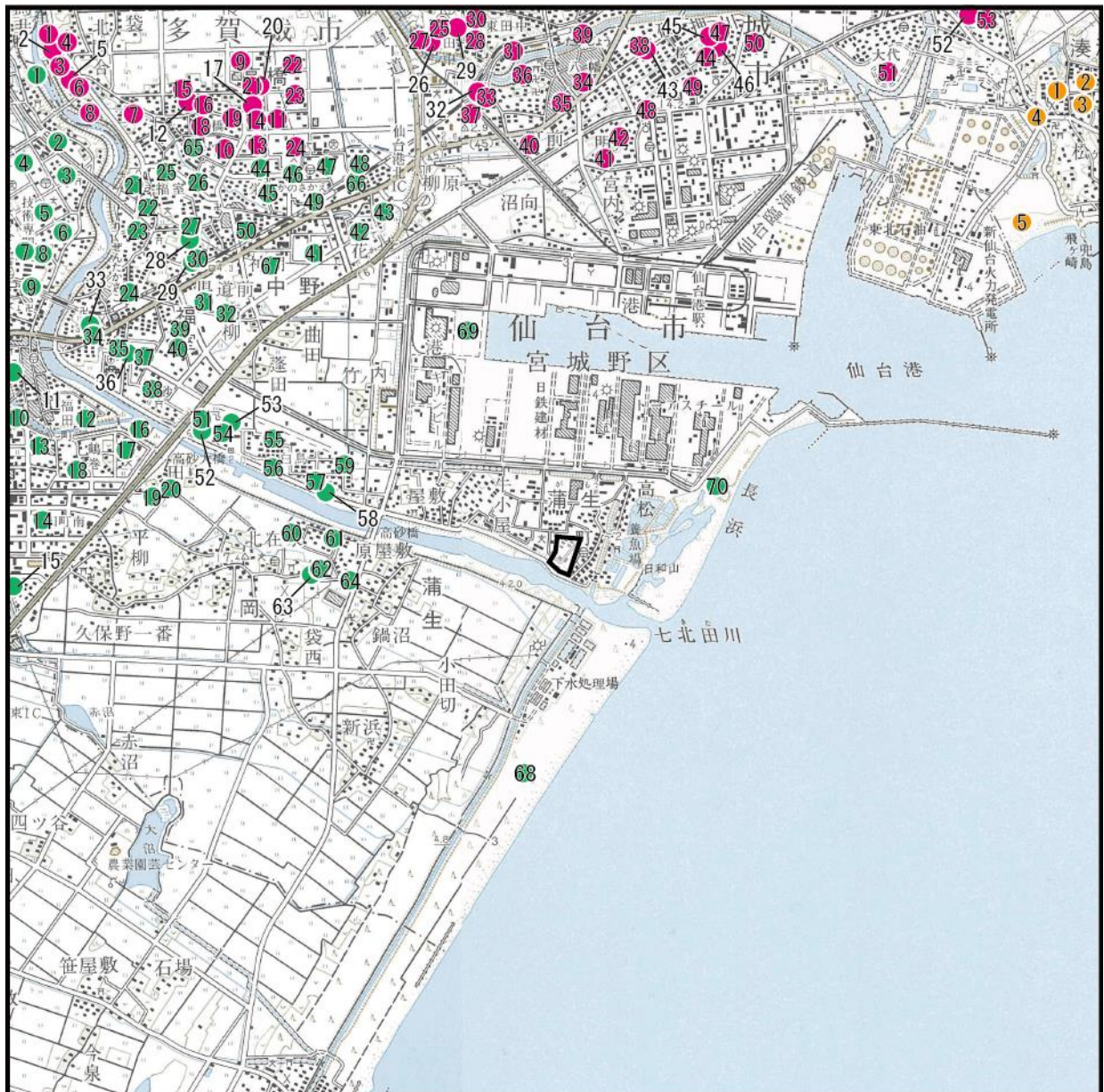
出典：「せんだいくらしのマップ」（仙台市 HP、閲覧：平成 29 年 4 月）
「多賀城市建設部道路公園課へのヒアリング」（多賀城市、平成 29 年 6 月） 等

第 4-27 表 七ヶ浜町市公園一覧（都市公園等）

番号	名称	所在地
1	湊浜海浜緑地	宮城郡七ヶ浜町湊浜砂場
2	一本松公園	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜謡 28
3	謡地区児童遊園	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜謡 31（※仮設住宅がある）
4	砂山公園	宮城郡七ヶ浜町湊浜砂山
5	湊浜児童公園	宮城郡七ヶ浜町湊浜 2 丁目 3

出典：「国土情報ウェブマッピングシステム」（国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 4 月）

第4-22図 公園（都市公園等）



凡 例

○ 計画地

公園

- 仙台市
- 多賀城市
- 七ヶ浜町

出典：「せんだいくらしのマップ」（仙台市 HP、閲覧：平成 29 年 4 月）

「国土情報ウェブマッピングシステム」（国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 4 月）

「多賀城市建设部道路公園課へのヒアリング」（多賀城市、平成 29 年 6 月） 等

1:50,000



(2) その他の立地上配慮を要する自然との触れ合いの場

事業の立地上配慮を有する自然との触れ合いの場は、「(1) 自然との触れ合いの場の状況」に記載したとおりであり、その他配慮を要する自然との触れ合いの場はない。

4-7 文化財

(1) 指定文化財等の状況

調査範囲における文化財は、第 4-28 表、第 4-29 表及び第 4-23 図のとおりである。

国指定の文化財としては、「国指定文化財等データベース」（文化庁、閲覧：平成 29 年 2 月）によると特別名勝（国指定）の松島等がある。また、周知の埋蔵文化財は 62 件ある。なお、県指定、市指定の文化財並びに登録文化財はない。

計画地には、これらの文化財はない。

第 4-28 表 指定文化財の状況（国指定）

番号	種類	名称	所在地	指定年月日
1	特別名勝	特別名称松島 特別保護区松島	塩竈市、東松島市、七ヶ浜町、 利府町、松島町	昭和 27 年 11 月
2	おくのほそ道の風景 地（末の松山）	史跡	多賀城市八幡 2 丁目 294 番地	平成 26 年 10 月
3	おくのほそ道の風景 地（興井）	史跡	多賀城市八幡 2 丁目 285 番地	平成 26 年 10 月

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁、閲覧：平成 29 年 2 月）

第 4-29 表(1) 周知の埋蔵文化財

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	新田遺跡	多賀城市新田・山王・南宮	集落・屋敷・水田	縄文・古墳・奈良・平安・中世・近世
2	安楽寺遺跡	多賀城市新田字上・字南安楽寺	寺院?	古代末～中世
3	大日南遺跡	多賀城市高橋四丁目・高橋字大日北	屋敷・集落	平安・中世
4	大日北遺跡	多賀城市高橋字大日北・高橋四丁目	散布地・墓地・水田	古代・中世・近世
5	山王遺跡	多賀城市山王・南宮・市川	集落・都市・屋敷・水田	弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世
6	六貫田遺跡	多賀城市八幡・東田中・高崎	散布地	古代
7	高崎遺跡	多賀城市留ヶ谷・高崎	集落・城館	縄文・古墳・奈良・平安・中世・近世
8	東田中窪前遺跡	多賀城市東田中一丁目	集落・城館	古代・中世
9	志引遺跡	多賀城市東田中二丁目	散布地・城館	古代・中世・近世
10	八幡館跡	多賀城市八幡二丁目	散布地・城館	古代・中世
11	五平淵板碑群	仙台市宮城野区田子字五平淵 38	板碑群	中世
12	堰下遺跡	仙台市宮城野区田子字堰下	散布地	平安
13	堰下板碑群	仙台市宮城野区田子字堰下 10	板碑群	中世
14	西光寺板碑群	仙台市宮城野区福室五丁目	板碑群	鎌倉
15	誓渡寺板碑	仙台市宮城野区中野字阿弥陀堂	板碑	中世
16	出花一丁目 A 板碑群	仙台市宮城野区出花 1-152	板碑群	中世
17	出花一丁目 B 板碑	仙台市宮城野区出花 1-155	板碑群	中世
18	出花愛宕神社板碑群	仙台市宮城野区出花 1-243	板碑群	中世
19	出花遺跡	仙台市宮城野区出花二丁目	散布地	奈良・平安
20	中野高柳板碑	仙台市宮城野区中野字高柳	板碑	中世
21	中野曲田板碑	仙台市宮城野区中野字曲田 56	板碑	中世
22	中野高柳遺跡	仙台市宮城野区中野字高柳ほか	屋敷・散布地	平安・中・近世
23	福室庚板碑	仙台市宮城野区福室字庚 1-3	板碑	中世
24	雲洞院板碑	仙台市宮城野区福田町 1-10-25	板碑	中世
25	四野山観音堂板碑	仙台市宮城野区福田町二丁目	福田町遺跡	中世
26	福田町遺跡	仙台市宮城野区福田町二丁目	散布地	平安
27	八鍬八幡神社板碑	仙台市宮城野区高砂 2-18-5	板碑	中世
28	鶴巻熊野神社板碑	仙台市宮城野区鶴巻 1-9-6	板碑	中世
29	鶴巻□遺跡	仙台市宮城野区鶴巻一丁目	散布地	平安
30	田子遺跡	仙台市宮城野区田子字三反ほか	散布地	平安

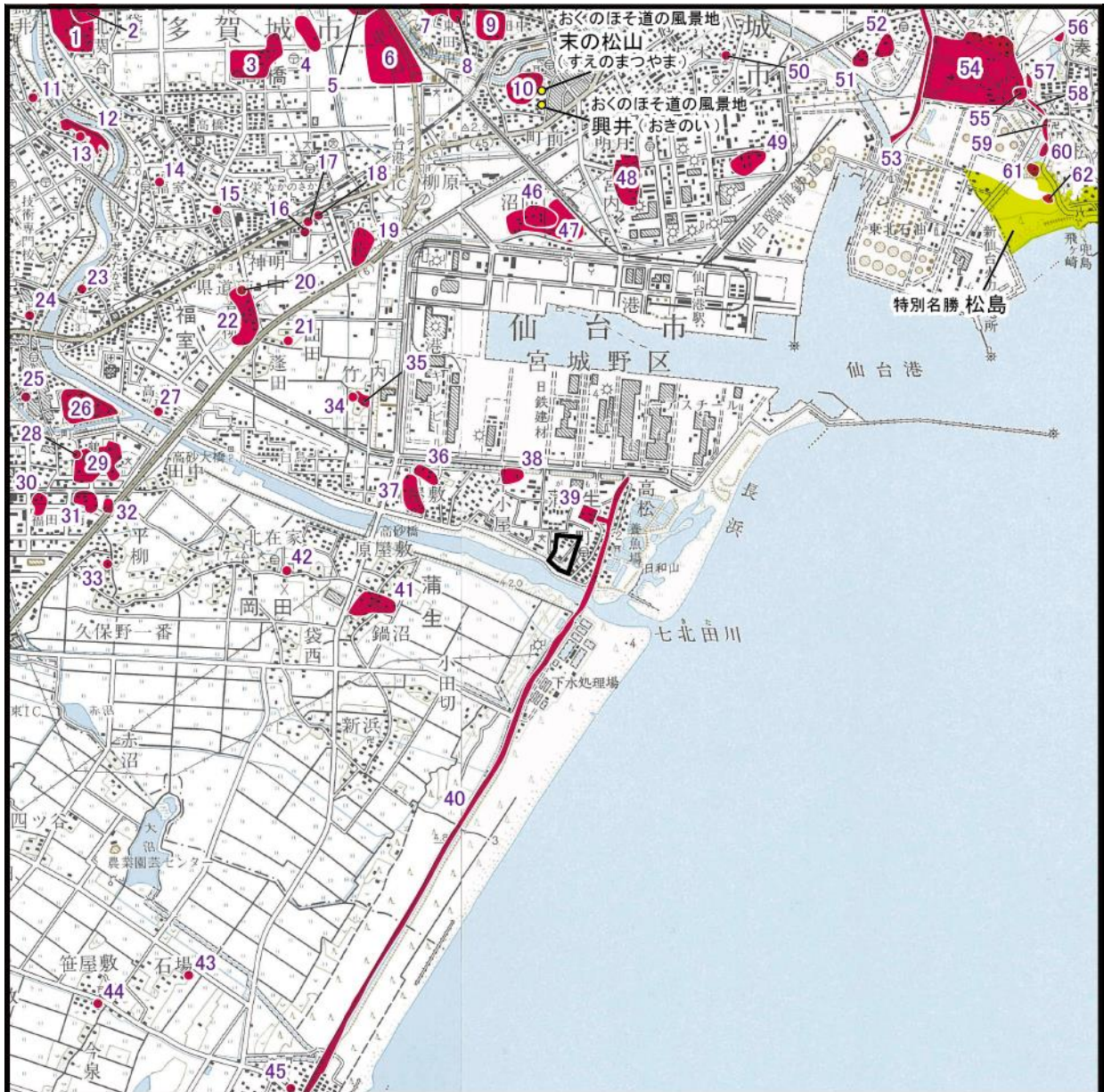
出典：「宮城県遺跡地図情報」（宮城県 HP、閲覧：平成 29 年 2 月）

第 4-29 表 (2) 周知の埋蔵文化財

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
31	鶴巻口遺跡	仙台市宮城野区鶴巻二丁目	散布地	平安
32	小原遺跡	仙台市宮城野区福室字小原	散布地	平安
33	福室住吉神社板碑群	仙台市宮城野区福室字平柳 82	板碑群	中世
34	耳取観音堂板碑	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内 31-1	板碑	中世
35	竹ノ内遺跡	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内	散布地	平安
36	牛小舎遺跡	仙台市宮城野区蒲生一丁目	散布地	奈良・平安
37	和田織部館跡	仙台市宮城野区蒲生一丁目	屋敷	近世
38	西原遺跡	仙台市宮城野区蒲生二丁目	散布地	奈良・平安
39	蒲生御蔵跡	仙台市宮城野区北荒田	米蔵	近世
40	貞山堀	仙台市宮城野区蒲生～若林区荒浜・井土ほか	運河	近世
41	田母神屋敷跡 (二瓶屋敷)	仙台市宮城野区蒲生字鍋沼	屋敷	近世
42	岡田神明社板碑群	仙台市宮城野区岡田字寺袋浦 47-1	板碑群	中世
43	荒浜石場板碑群	仙台市若林区荒浜字石場 8	板碑群	中世
44	笹屋敷板碑	仙台市若林区荒井字笹屋敷	板碑	室町
45	荒浜北丁板碑群	仙台市若林区荒浜字北丁 4	板碑群	中世
46	遠藤館跡	仙台市宮城野区中野字沼向	城館・屋敷・集落	古墳・中世・近世
47	沼向遺跡	仙台市宮城野区中野字沼向	古墳・集落・水田	弥生・古墳・平安
48	八幡沖遺跡	多賀城市宮城野区内一丁目	集落	平安・近世
49	東原遺跡	多賀城市栄三丁目	散布地	古代
50	桜木遺跡	多賀城市桜木 2 丁目	城館?	不明
51	西原遺跡	多賀城市大代一丁目	散布地	古代
52	元舟場遺跡	多賀城市大代一丁目	散布地・集落	古代・中世
53	貞山堀	多賀城市大代	運河	近世
54	新田前貝塚	七ヶ浜町湊浜字榊形	貝塚	古代
55	榊形囲貝塚	多賀城市大代六丁目	貝塚	縄文・弥生・古代
56	林崎貝塚	七ヶ浜町松ヶ浜字新林崎	貝塚・製塩	縄文晩・弥生
57	榊形囲横穴墓群	七ヶ浜町湊浜字榊形	横穴墓群	古墳後
58	砂山横穴墓群	七ヶ浜町湊浜字砂山	横穴墓群	古墳
59	薬師堂横穴墓群	七ヶ浜町湊浜字砂山・船戸	横穴墓群	古墳後
60	弁天 A 遺跡	七ヶ浜町湊浜字弁天	散布地	古代
61	弁天 B 遺跡	七ヶ浜町湊浜字弁天	散布地	古代
62	弁天 C 遺跡	七ヶ浜町湊浜字弁天	散布地	古代

出典：「宮城県遺跡地図情報」（宮城県 HP、閲覧：平成 29 年 2 月）

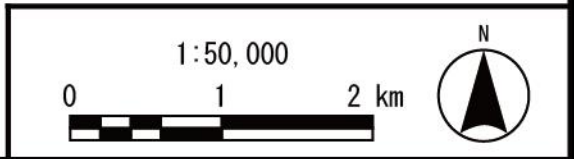
第 4-23 図 文化財等



凡 例

-  計画地
-  特別名勝 (国指定)
-  名勝 (国指定)
-  埋蔵文化財包蔵地

出典:「国指定文化財等データベース」(文化庁、閲覧:平成 29 年 2 月)
 「宮城県遺跡地区情報」(宮城県 HP、閲覧:平成 29 年 2 月)



(2) その他の立地上配慮を要する文化財

事業の立地上配慮を有する文化財は、「(1) 文化財」に記載したとおりであり、その他配慮を要する文化財はない。

4-8 その他の配慮すべき項目の状況

(1) 環境の保全等の状況等

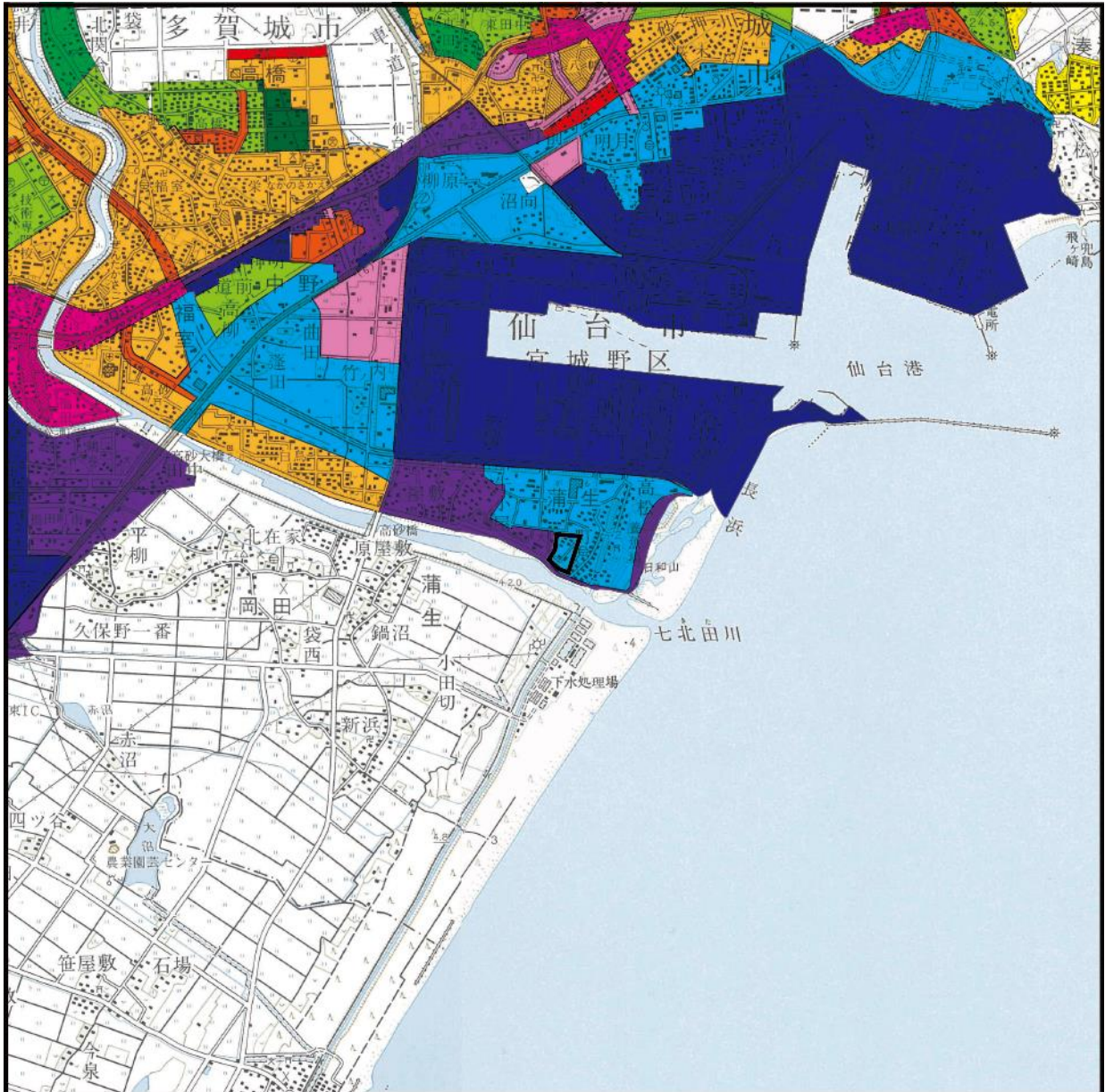
1) 用途地域

調査範囲における用途地域は第 4-24 図のとおりであり、計画地は工業地域である。

2) 騒音に係る環境基準の指定

調査範囲における騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定状況は、第 4-25 図のとおりである。計画地は工業地域であることから、地域のタイプ C の適用を受ける。

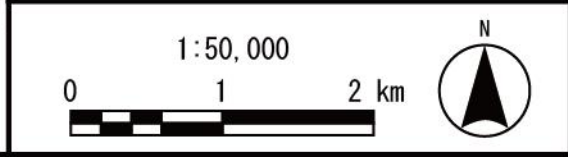
第 4-24 図 都市計画用途地域の指定状況



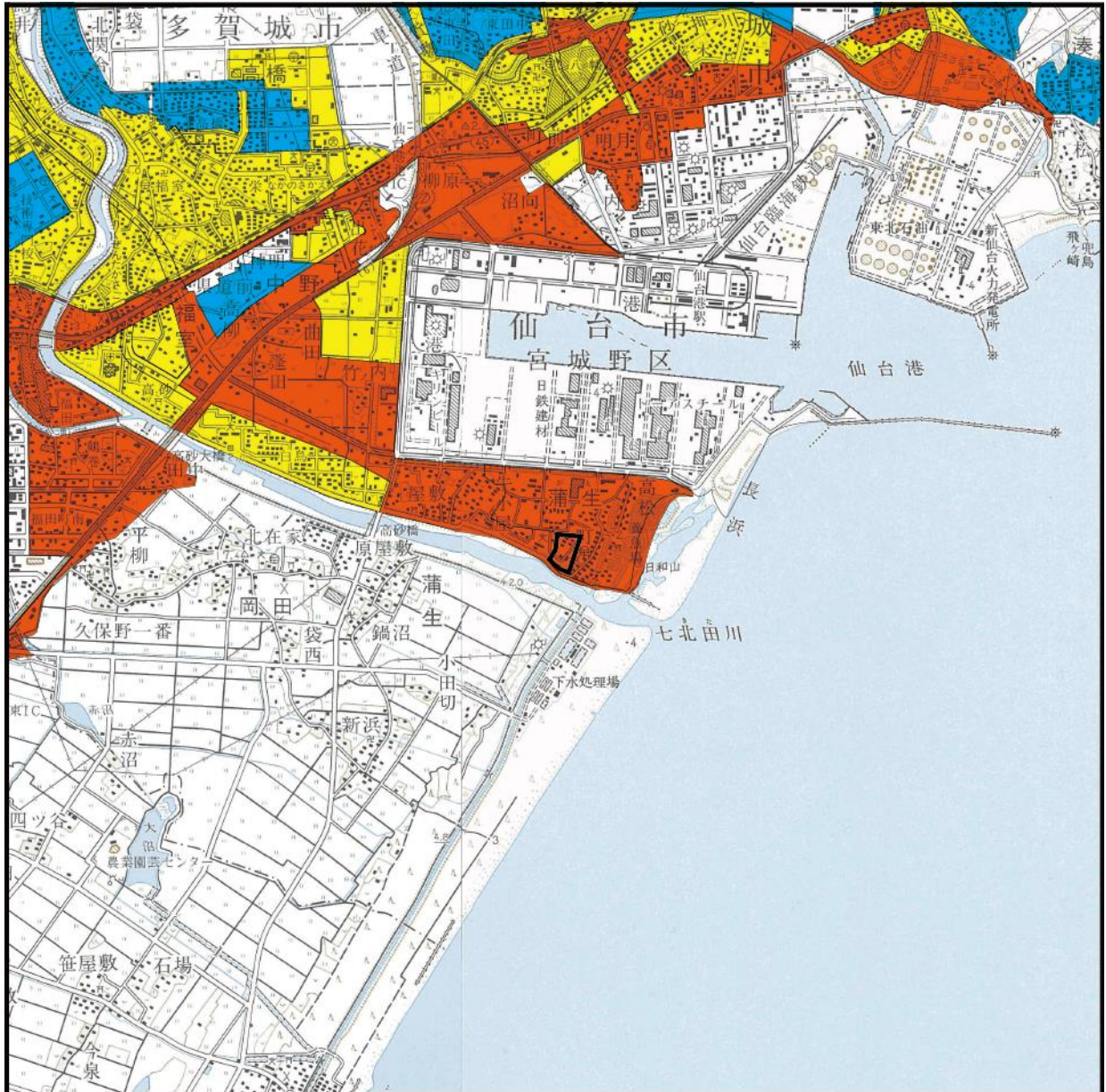
凡 例

- 計画地
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域





出典：「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」（仙台市 HP、閲覧：平成 29 年 2 月）
 「都市計画図の概要図」（多賀城市 HP、閲覧：平成 29 年 2 月）
 「七ヶ浜町都市計画図」（七ヶ浜町 HP、閲覧：平成 29 年 2 月）



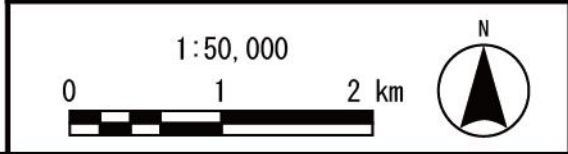
第 4-25 図 騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況



凡 例

-  計画地
-  A地域
-  B地域
-  C地域

出典：「仙台市告示第 126 号」（仙台市、平成 24 年）
 「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」（仙台市 HP、閲覧：平成 29 年 2 月）
 「都市計画図の概要図」（多賀城市 HP、閲覧：平成 29 年 2 月）
 「七ヶ浜町都市計画図」（七ヶ浜町 HP、閲覧：平成 29 年 2 月）



3) 法令等に基づく指定・規制

計画地周辺の自然関係法令等による地域指定等の状況は、第 4-30 表のとおりである。自然環境保全地域及び保安林の位置を第 4-26 図、鳥獣保護区等の指定状況を第 4-30 表、位置を第 4-27 図のとおりである。また、調査範囲に関連する主な関係法令の指定・規制等の状況は第 4-31 表のとおりである。

第 4-30 表 自然関係法令等による地域指定等の状況

区分及び名称		指定等の有無		関係法令等	
		調査範囲	計画地		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		県自然環境保全地域	○	×	県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
	緑地	緑地環境保全地域	×	×	県自然環境保全条例
	動植物保護	鳥獣保護区	○	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区特別保護地区	○	×	
		特定猟具使用禁止区域（鉛製散弾）	○	×	
特定猟具使用禁止区域（銃器）		○	○		
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地		×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	
	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
文化財保護	史跡・名勝	国指定	○	×	文化財保護法
		県指定	×	×	県文化財保護条例
		市指定	×	×	市文化財保護条例
	天然記念物	国指定	×	×	文化財保護法
		県指定	×	×	県文化財保護条例
		市指定	×	×	市文化財保護条例
景観	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域	×	×	景観法	
国土防災	保安林	○	×	森林法	
	海岸保全区域	○	×	海岸法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	災害危険区域	○	○	仙台市災害危険区域条例	

注：「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。

出典：「国立・国定公園及び県立自然公園の指定状況」（宮城県 HP、閲覧：平成 29 年 3 月）

「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県 HP、閲覧：平成 29 年 3 月）

「平成 28 年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」（宮城県、平成 28 年）

「仙台市の文化財（指定文化財及び登録文化財）の種類と数」（仙台市 HP、閲覧：平成 29 年 3 月）

「平成 27 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市、平成 28 年）

「仙台市「杜の都」景観計画について」（仙台市 HP、閲覧：平成 29 年 3 月）

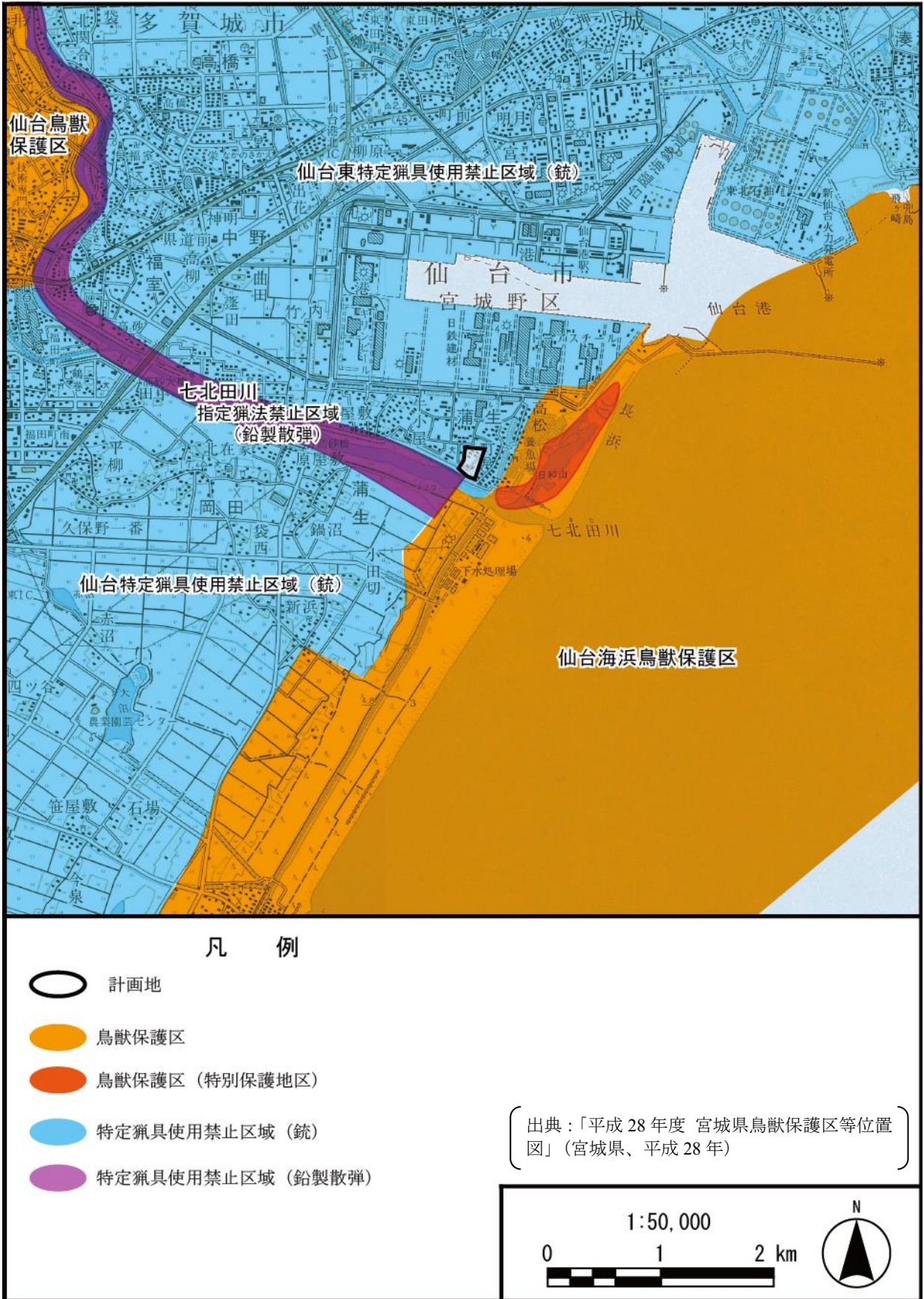
第 4-31 表 調査範囲に関連する主な関係法令の指定・規制等の状況

関係法令等	指定状況及び規制基準の内容	参照図表
仙台市環境基本条例	杜の都・仙台の良好な環境を保全・創造し、次の世代に引き継ぐための基本となる考え方、市・市民・事業者の役割と責務、取り組みの基本的な事項を定めている。	—
仙台市環境影響評価条例	環境影響評価及び事後調査に関する手続きを定めることにより、環境の保全及び創造の見地から適正な配慮がなされることを期し、現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としている。	—
杜の都の環境をつくる条例	緑の保全、創出及び普及に関し必要な事項を定めるとともに、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的、計画的に推進することで、健康で文化的な市民生活の確保と緑豊かな都市環境の形成に資することを目的とし、保存緑地、保存樹木等を定めている。	第 4-11 表 第 4-18 図
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項（用途地域等）を定めている。	第 4-25 図
文化財保護法 及び 同県市条例	文化財を保護し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とし、重要文化財の指定、史跡・名勝、天然記念物の指定等について定められている。	第 4-29 表 第 4-24 図
自然環境保全法及び 同県条例	自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適切な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受し、現在及び将来の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、自然環境保全地域等、県緑地環境保全地域等を定めている。	第 4-27 図
自然公園法及び同県 条例	優れた自然の風衝地の保護、利用の促進を図ることにより国民の保健、休養及び教化に資し、生物多様性の確保に寄与することを目的とし、国立公園、国定公園、県立自然公園等を定めている。	第 4-22 図
鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施、猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項を規定している。	第 4-28 図
森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的な事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とし、保安林等を定めている。	第 4-27 図
砂防法	豪雨等による山崩れ、河床の浸食等の現象に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することによって望ましい環境の確保と河川の治水、利水の機能の保全を図ることを目的とし、砂防指定地を指定している。	(該当なし)
地すべり等防止法	地すべり及びばた山の崩壊による被害を除却又は軽減するため、地すべり等を防止し国土の保全と民生の安定に資することを目的とし、地すべり防止区域等を指定している。	(該当なし)
急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する 法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊の防止に必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とし、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。	第 4-2 表 第 4-12(1)図
土砂災害警戒区域等 における土砂災害防 止対策の推進に関す る法律	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建造物の構造の規制の措置、避難情報の提供等により対策推進を図り公共福祉の確保に資することを目的とし、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定している。	(該当なし)
杜の都の風土を育む 景観条例	杜の都の風土を育む景観条例では、景観法に基づく景観計画の策定、行為の規制等を定めるとともに、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し、施策の基本事項等を定め、豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とし、景観地区等を定めている。	(該当なし)
屋外広告物条例	屋外広告物条例では、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的とし、広告物モデル地区等を定めている。	(該当なし)

第 4-26 図 宮城県自然環境保全地域及び保安林



第 4-27 図 鳥獣保護区等



(2) 行政計画・方針等

1) ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020

仙台市総合計画「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」の基本構想は、21世紀半ばを展望して目指す都市の姿を示し、市民と行政とが共有しながら実現に向けて共に取り組む指針となるものである。

基本計画は、基本構想に基づく長期計画であり、第 4-32 表に示すとおり、都市像の実現を牽引する 4 つの重点政策を定めている。また、基本計画では、区別計画が定められており、計画地の位置する宮城野区における主な施策の基本方向は第 4-33 表に示すとおりである。宮城野区における地域区分は第 4-28 図に示すとおりである。このうち計画地は「東部住宅・産業・田園地域」に位置しており、「東部住宅・産業・田園地域」の基本方向は第 4-34 表に示すとおりである。

第 4-32 表 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	<p>多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・ 学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・ 地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	<p>共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共生・健康社会づくり ・ 子育て応援社会づくり ・ 安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	<p>暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・ 自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の促進 ・ 機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・ 誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	<p>地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結び付け、様々な戦略的プロジェクトを生み出しながら東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業の飛躍と競争力の強化 ・ 東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・ 未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・ 新たな都市軸の形成と活用

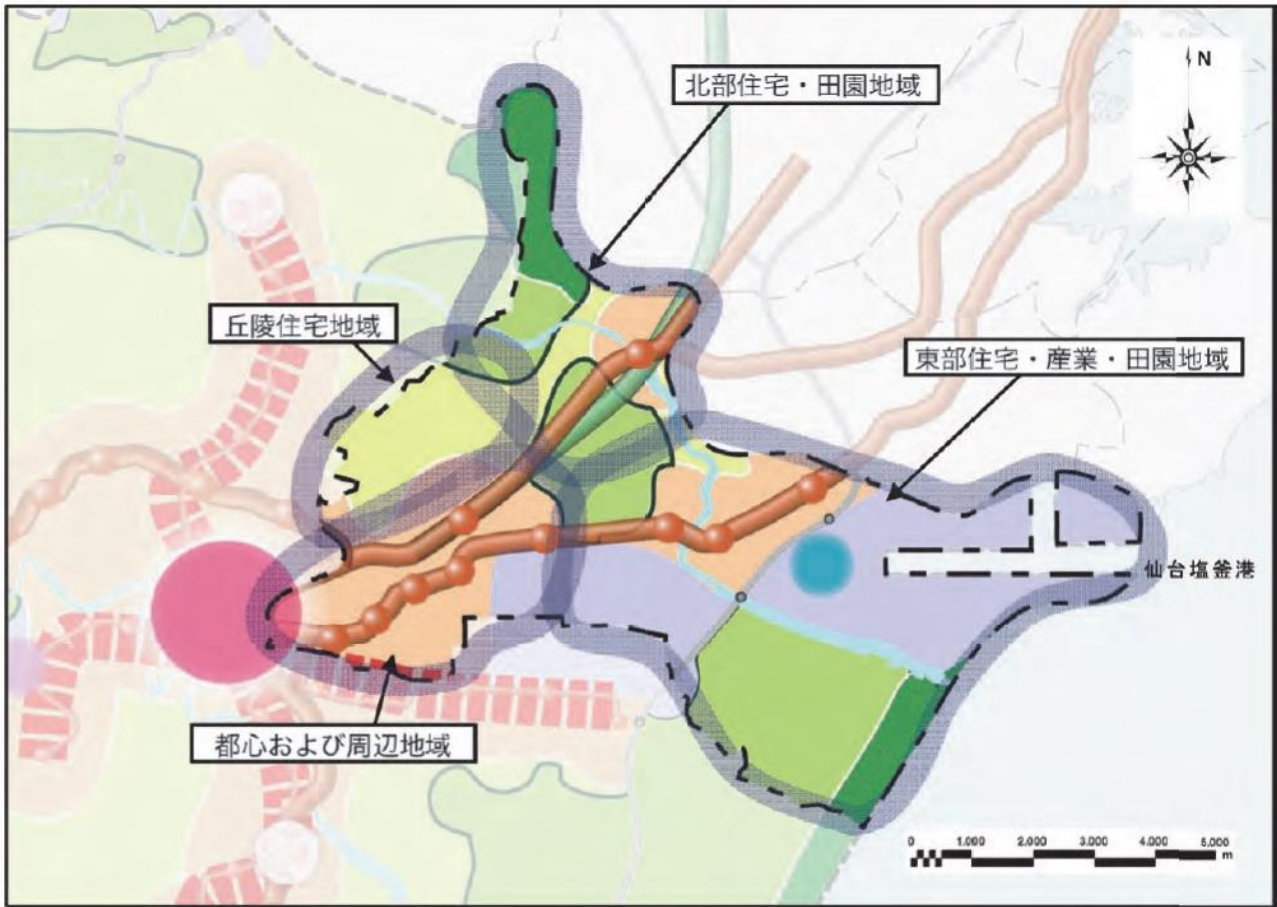
出典：「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」（仙台市、平成 23 年）

第 4-33 表 宮城野区における主な施策の基本方向

<p>自然の恵みと調和しつつ、安全・安心の宮城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来に発生が確実視される宮城県沖地震や津波、大雨などによる被害を最小限にとどめるため、地域防災力の向上、民間住宅等の耐震対策の支援など、災害に強いまちづくりの促進を図ります。 ・区の地勢的状况や都市化に伴う内水被害への対策として、雨水排水対策を推進します。 ・都市計画道路など、区内の主要幹線道路の整備を推進します。また、幹線的な道路の拡幅や歩道設置、事故多発の交差点・踏切などの改善を実施し、地域内交通の円滑化を図っていきます。 ・老朽化が見られる公園や植栽の適正な管理など、安全確保と防災対策の向上を図ります。 ・岩切大橋や高砂大橋などの地域の主要橋りょうの補修工事の実施や、区内全域の街路灯の照度アップを図り、安全で安心な通行を確保していきます。 ・七北田川や蒲生干潟等の海岸線、貞山運河などを結び、相乗的に豊かな水辺環境の創出を図り、その魅力を発信していきます。 ・地域で活動する企業・団体、さらに市民活動の力を得て区の独自事業として取り組んでいる「おらほの公園草刈隊」のさらなる拡がりに向けて、積極的な支援策を展開します。
<p>広く交流し、活力あふれる宮城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台の新しい顔である仙台駅東口から東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地球場に至る宮城野通周辺での活力ある賑わい創出のため、道路・公園等の公共空間を活用したイベントなどの開催を支援していくとともに、宮城野通に面する企業・団体・町内会などと連携し、快適な空間を創出していきます。 ・鉄道の各駅前広場と路線バスとの結節機能を高め、日常生活における交通の利便性の向上を図ります。 ・都市圏北部の大規模製造業の立地などに伴う仙台塩釜港及び周辺地区の物流・交流機能の強化に向けた取り組みを進めます。また、仙台塩釜港一帯を市民が集う憩いの場とするため、魅力ある公園の整備を進めます。 ・地域が持つ魅力を掘り起し、人が集まる活力に満ちたまちづくりを進めます。 ・図書館、区中央市民センター、児童館などを併設した複合施設宮城野区文化センターを開設し、さまざまな交流を促進します。 ・市民力のさらなる発展を支援するため、みやぎの区民協議会と連携し、区に縁のある個人や活動団体のネットワーク形成の機会を提供します。 ・農に関する情報提供や交流機会の創出、食育の推進など、市民の相互理解やパートナーシップの形成により、都市部と農村部の「ひと」と「もの」が交流する仕組みを構築します。
<p>人々が支え合い、共生する宮城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児サークル、保育所、児童館、市民センター、民生児童委員等の地域の子育て支援関係者との協働により、子どもと子育て家庭を応援する地域コミュニティづくりを進めます。 ・乳幼児、児童、青少年などの健全育成の観点から、地域団体や関係機関と連携して、孤立する子育て家庭への予防対策を含む要保護児童対策を推進します。 ・介護予防・健康づくりを自主サークル活動などの住民主体の取り組みとすることにより、希薄になりつつある人々のかかわりの機会を確保し、人々が支え合う地域づくりを進めます。 ・認知症やうつといった高齢社会における課題への対応を通して、人々が支え合う地域づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるようにします。 ・地域住民、関係機関と協働して防犯活動を進めます。 ・女性や高齢者、障害者などの状況を視野に取り込みながら、地域住民や関係機関と協働で、地震、津波などの減災への取り組みを進めます。 ・マンション等の集合住宅における町内会の形成推進をはじめ、地域活動の中心となる町内会の支援を行うなど、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
<p>生涯を通じて学び、次世代を育む宮城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが暮らす地域の歴史や文化を学ぶ地元学発祥の区として、世代間交流を図りながら、地域文化を継承するなどの地元学の新たな展開を、小中学校などと連携し、推進します。 ・地域課題について市民センターと共有を図りながら、市民センターの生涯学習機能と区役所の地域支援機能を融合し、地域づくり活動を推進します。 ・区内に数多く存在する史跡や埋蔵文化財包蔵地について適切な維持管理を行い、本市の重要な歴史的な地域資源の良好な保存に努めます。 ・教育における「生きる力」の育成には、幅広い体験活動などが必要とされる中、地域と学校との相互連携を支援していきます。 ・少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの中で、初めて子育てを経験する親とその子どもの育ちのため、孤立化を防ぐためのコミュニケーション能力の育成に取り組めます。 ・宮城野区のさまざまな資源を活用しながら、市民活動・地域活動を支えている市民力の育成と向上支援を継続的に進めます。

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」（仙台市、平成 23 年）

第 4-28 図 宮城野区の地域区分図



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市圏 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)
	鉄道沿線区域				
	郊外区域		機能拠点		自動車専用道路
	工業・流通・研究区域		国際経済流通拠点 (仙台塩釜港周辺地区)		行政界・区界
			国際学術文化交流拠点 (青葉山周辺地区)		

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」（仙台市、平成 23 年）

第 4-34 表 宮城野区の圏域ごとの主な施策の基本方向（東部住宅・産業・田園地域）

東部住宅・産業・田園地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台港背後地土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内にある高砂中央公園や近隣公園の整備を実施します。 ・ 仙台塩釜港及び周辺地区の物流・交流機能の強化に向け、(仮称)仙台港インターチェンジの整備を促進するとともに、アクセス道路の整備を推進します。 ・ 市道の交差点改良や踏切改良等、歩行者などの道路利用者の安全対策を実施します。 ・ 蒲生干潟などの海岸線や、貞山運河などにおいてサイクリングロードを生かした水辺環境の創出を図ります。 ・ 津波に対する取り組みを、地域住民、関係機関と連携して進めます。 ・ 西原地区等において、ポンプ場建設などによる雨水対策事業の推進を図ります。
--------------	---

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」（仙台市、平成 23 年）

2) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

杜の都環境プランは、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものであり、仙台市の計画の体系の中では、仙台市総合計画で掲げる都市像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置づけられる。なお、本プランは平成23年3月に策定されたのち、平成27年度に中間評価を実施し平成28年3月に改定されている。本プランで掲げる「目指す環境都市像」と4つの「分野別の環境都市像」を第4-35表に示す。環境都市像を実現するため、本プランでは、第4-36表に示すように、「低炭素都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「快適環境都市づくり」の分野別に対応する施策が設定されており、これらの分野に共通する仕組みづくり、人づくり等について、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として施策体系に加えている。

第4-35表 「杜の都環境プラン」により目指す環境都市像

環境都市像	「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台	
分野別の環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（仙台市、平成28年）

第 4-36 表 「杜の都環境プラン」における環境施策の展開の方向

低炭素都市 づくり	目標	■平成 32 年度（2020 年度）における温室効果ガス排出量を平成 22 年度（2010 年度）比で 0.8%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
資源循環都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度（2020 年度）におけるごみの総量を 360,000t 以下とします。 ■平成 32 年度（2020 年度）におけるリサイクル率を 35%以上とします。 ■平成 32 年度（2020 年度）における燃やすごみの量を 305,000t 以下とします
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大切に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
自然共生都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度（2020 年度）におけるみどりの総量（指標：緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ■身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
快適環境都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■大気や水、土壌などに関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。 ■平成 32 年度（2020 年度）における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた地域づくりを進める
良好な環境を 支える仕組み づくり	目標	■平成 32 年度（2020 年度）における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（仙台市、平成 28 年）

また、本プランでは、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域ごとに土地利用の基本的な考え方や環境配慮の指針が示されており、本事業が位置する市街地地域の指針は、第4-37表に示すとおりである。

また、第4-38表に示すとおり、開発事業等を実施する際の環境負荷低減のため、事業者に対して「開発事業等における段階別の環境配慮の指針」が示されている。

第4-37表 「杜の都環境プラン」に掲げる土地利用における環境配慮の指針

市街地地域	基本的な考え方	<p>本地域においては、本市が掲げる土地利用の方針に沿って、都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないように留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。</p>
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性能の向上、外壁や舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 (3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 (4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。 (5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ（生物の生息・生育空間）づくりに努める。 (6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるよう努める。 (7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善に努める。 (8) 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（仙台市、平成28年）

第 4-38 表 「杜の都環境プラン」に掲げる開発事業等における段階別の環境配慮の指針

(1) 企画段階	基本的な考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 ○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 ○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 ○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 ○コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 ○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
(2) 計画段階	基本的な考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 ○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 ○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 ○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 ○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、動物の移動経路の確保を検討するとともに、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 ○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 ○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 ○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 ○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 ○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 ○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 ○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
(3) 実施段階以降	基本的な考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理によりの発生防止に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 ○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 ○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 ○緑地等の適切な維持管理を行う。 ○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

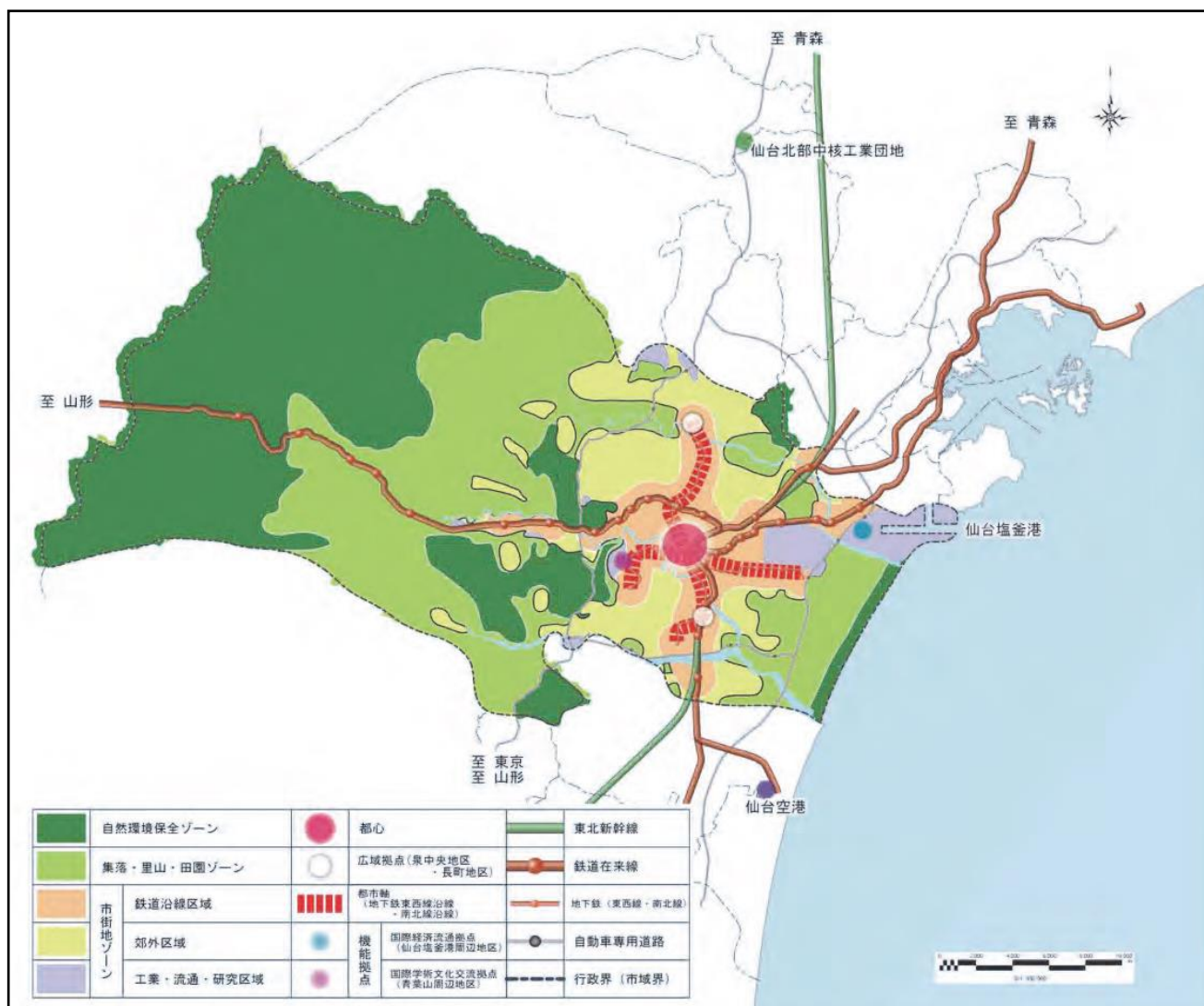
出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（仙台市、平成 28 年）

3) 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市都市計画マスタープランは、都市づくりの基本方向や施策展開の方向を明らかにするとともに、市民と行政が都市づくりの目標像等を共有し、関連する分野とも連携しながら、都市づくりを総合的に展開していくことを目的として策定されたものである。東日本大震災の発生を含めた社会経済情勢の変化や市がめざす都市像の変更に対応して、平成 24 年 3 月に改定されている。

マスタープランでは、都市づくりの目標像として、「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市」が掲げられており、第 4-29 図に示すとおり、「自然環境保全ゾーン」、「集落・里山・田園ゾーン」、「市街地ゾーン」の 3 つに区分して土地利用の基本方針が定められている。計画地は「市街地ゾーン(工業・流通・研究区域)」に位置する。また、第 4-39 表に示すとおり、今後取り組む 5 つの基本的な方向と 15 の方針を定め、具体的な施策展開の方向が示されている。

第 4-29 図 宮城野区の地域区分図



出典：「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（仙台市、平成 24 年）

第 4-39 表 (1) 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの
目標像及び基本的な方向・方針・施策の展開の方向

都市 づくりの 目標 像	基本的な方向	方針	施策の展開の方向
杜の都の自然環境と都市機能が調和した 持続可能な潤いある都市	【土地利用】 自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります	都心の機能強化・拡充	①多様な都市機能の集積・高度化 ②都市基盤の整備と市街地環境の改善 ③都心交通環境の改善・強化 ④緑あふれ風格のある魅力的な都心空間の創出 ⑤利便性を生かした都心居住の推進
		拠点の機能強化・充実	①広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 ②機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
		都市構造の基軸となる都市軸の形成	①地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 ②南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 ③都市軸沿線居住の推進
		良好な市街地の形成	①鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 ②工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 ③大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 ④住み替えしやすい環境の構築
		郊外区域の地域再生	①暮らしを支える都市機能の維持・改善 ②生活に必要な地域交通の確保 ③さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
		自然環境の保全・継承	①豊かな自然環境や水環境の保全・継承 ②集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 ③多様な生態系の保全と水源の涵養 ④東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生
	【交通】 公共交通を中心した、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります	鉄道を中心とした総合交通体系の構築	①地下鉄東西線の整備 ②既存鉄道の機能強化 ③鉄道と連携したバス路線網への再編 ④交通結節機能の強化 ⑤都市活動を支える幹線道路網の構築 ⑥広域交通基盤の防災機能の強化
		便利で快適な交通環境の構築	①乗り継ぎ利便性の向上 ②利用しやすい運賃やサービスの導入 ③交通施設のバリアフリー化の推進
		環境にやさしい交通手段への転換	①過度な自動車利用から公共交通利用への転換 ②自転車利用の推進 ③公共交通などの適正な利用の推進
	【防災・環境】 災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります	災害に強く安全で、安心な都市空間の形成	①都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 ②公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 ③高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 ④防犯に配慮した都市環境の構築 ⑤多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 ⑥丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
		エネルギー負荷の小さい都市空間の形成	①建築物などの省エネルギー性能の向上 ②地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 ③自然の働きを生かした都市空間の形成 ④エコモデルタウンの構築

出典：「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（仙台市、平成 24 年）

第 4-39 表 (2) 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの

目標像及び基本的な方向・方針・施策の展開の方向

都市づくりの目標像	基本的な方向	方針	施策の展開の方向
杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いある都市	【緑・景観】 都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります	緑豊かで潤いある都市空間の形成	①緑と水による潤いのある都市空間の形成 ②市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 ③自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
		風格ある都市景観の形成	①「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 ②魅力的な街並みの形成 ③歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
	【市民協働】 きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります	きめ細かなまちづくりへの総合的な支援	①地域特性に応じたきめ細かな対応 ②地域住民のまちづくり活動の支援強化 ③地域住民との情報共有
		市民力の拡大と新しい市民協働の推進	①市民参画の機会の拡充 ②まちづくり主体の交流と連携の推進 ③市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 ④復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（仙台市、平成 24 年）

4) 仙台市みどりの基本計画

仙台市みどりの基本計画は、環境問題の深刻化や都市構造の変化、市民ニーズの多様化、東日本大震災による、みどりを取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 24 年度から平成 32 年度までを計画期間として策定されたものである。

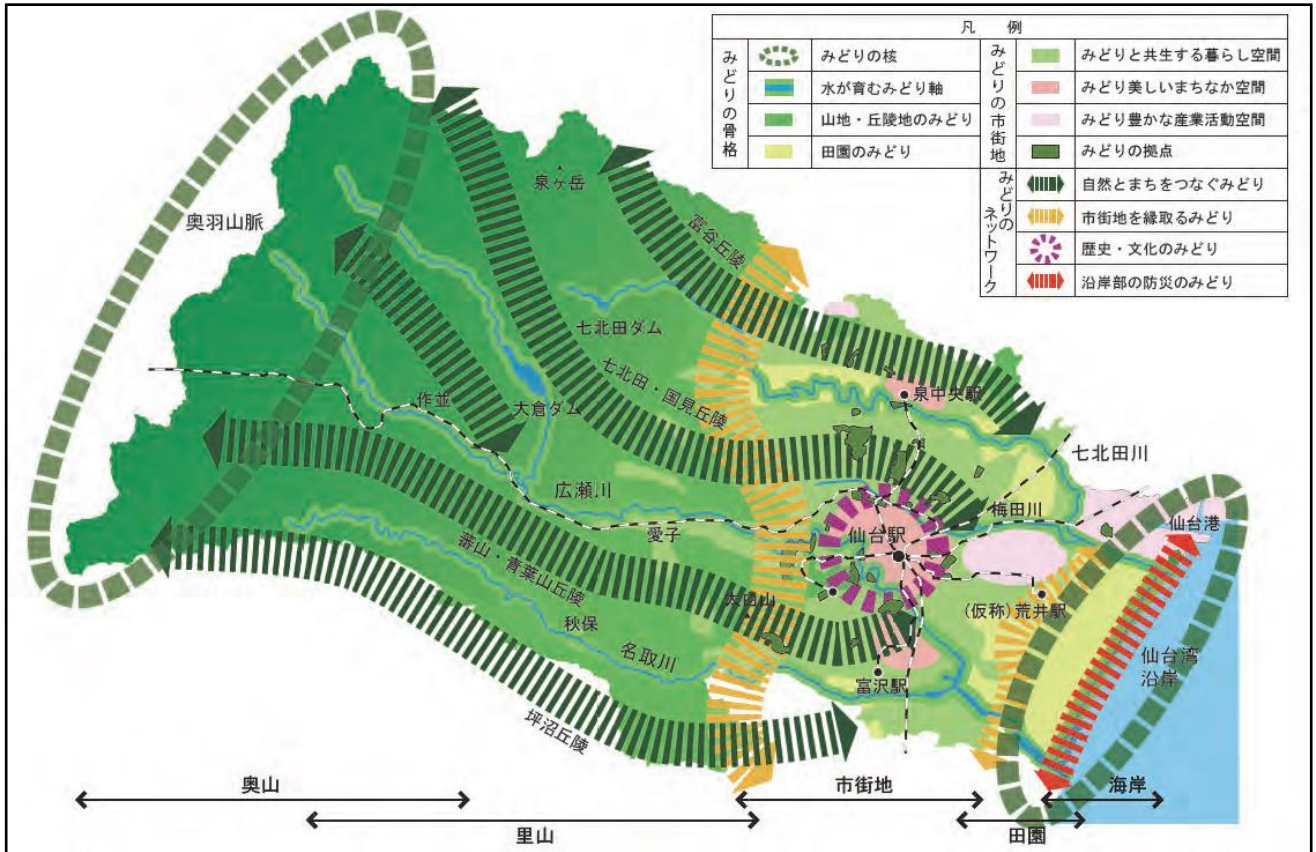
仙台市みどりの基本計画では、「みどり」の種類は「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花」とされており、『みんなで育む「百年の杜」』を基本理念として、第 4-40 表に示す 5 つの基本方針とそれらに対応する 7 つの重点プロジェクトを設定している。基本理念に示す「百年の杜」の将来像は第 4-30 図に示すとおりである。

第 4-40 表 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します	1 みどりによる津波防災プロジェクト
2 自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます	2 みどりの骨格充実プロジェクト
3 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます	3 街のみどり充実プロジェクト
	4 魅力ある公園づくりプロジェクト
4 仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります	5 みどりの地域資源活用プロジェクト
	6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
5 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

出典：「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」（仙台市、平成 24 年）

第 4-30 図 「百年の杜」将来像



出典：「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」（仙台市、平成 24 年）

5) 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市地球温暖化対策推進計画は、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」における低炭素都市づくりに関する部門別計画と位置づけられている。東日本大震災の影響による計画の前提となる状況の変化を踏まえ、温室効果ガス排出抑制等に関し達成すべき目標や、そこに至るに必要な具体的な施策等が取りまとめられている。

本計画では、温室効果ガス排出抑制等に関し、国の目標を上回る削減を目指して、平成 32 年度における温室効果ガス排出量を平成 22 年度比で 0.8%以上削減することを目標として設定している。実施施策（施策体系）は、杜の都環境プランの分野別都市像である「低炭素都市」を目指すため、「まちの構造・配置の最適化」等緩和策を中心にした 5 つの体系に加え、自然や人間社会のあり方を調整する「適応」に係る施策の柱を設けている。

仙台市地球温暖化対策推進計画の概要は第 4-41 表に示すとおりである。

第 4-41 表 仙台市地球温暖化対策推進計画の概要

温室効果ガスの削減目標	2020（平成 32）年度における市域の温室効果ガス排出量を 2010（平成 22）年度比で 0.8% 以上削減
実施施策（施策体系）	1 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承
	2 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する。 (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進
	3 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー(再生可能エネルギー等)の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底
	4 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める (1) 市民・事業者・市の連携による 3 R 推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
	5 気候変動による影響を知り、リスクに備える (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減
	6 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる (1) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援
重点プロジェクト	重点 1 エネルギー自律型のまちづくり 重点 2 低炭素な交通利用へのシフト 重点 3 快適なくらしや地域経済を支える省エネ促進 重点 4 3 R×E で低炭素 重点 5 杜を守り、杜に護られる仙台 重点 6 せんだい E-A c t i o n

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」（仙台市、平成 28 年）

① 仙台市「杜の都」景観計画

景観に関する総合的な法律として平成 16 年に制定された「景観法」に基づき、それまでの仙台市における景観施策をさらに充実させ、良好な景観形成を図るため、平成 21 年 3 月に仙台市「杜の都」景観計画が策定されている。

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。第 4-42 表及び第 4-31 図に示すとおり市全域（景観計画区域）を 8 つのゾーンに分け、ゾーンごとに特性に応じて、建築物等に対する「景観形成の方針」に基づく取り組みを進めていくこととしている。計画地は、「流通業務地ゾーン」に位置付けられている。

また、景観重点区域及び地域の魅力的な景観形成のきめ細やかな一層の推進をはかるため、「杜の都の風土を育む景観条例」により、景観重要建造物、景観重要樹木を指定するが、調査地域内での指定はない。

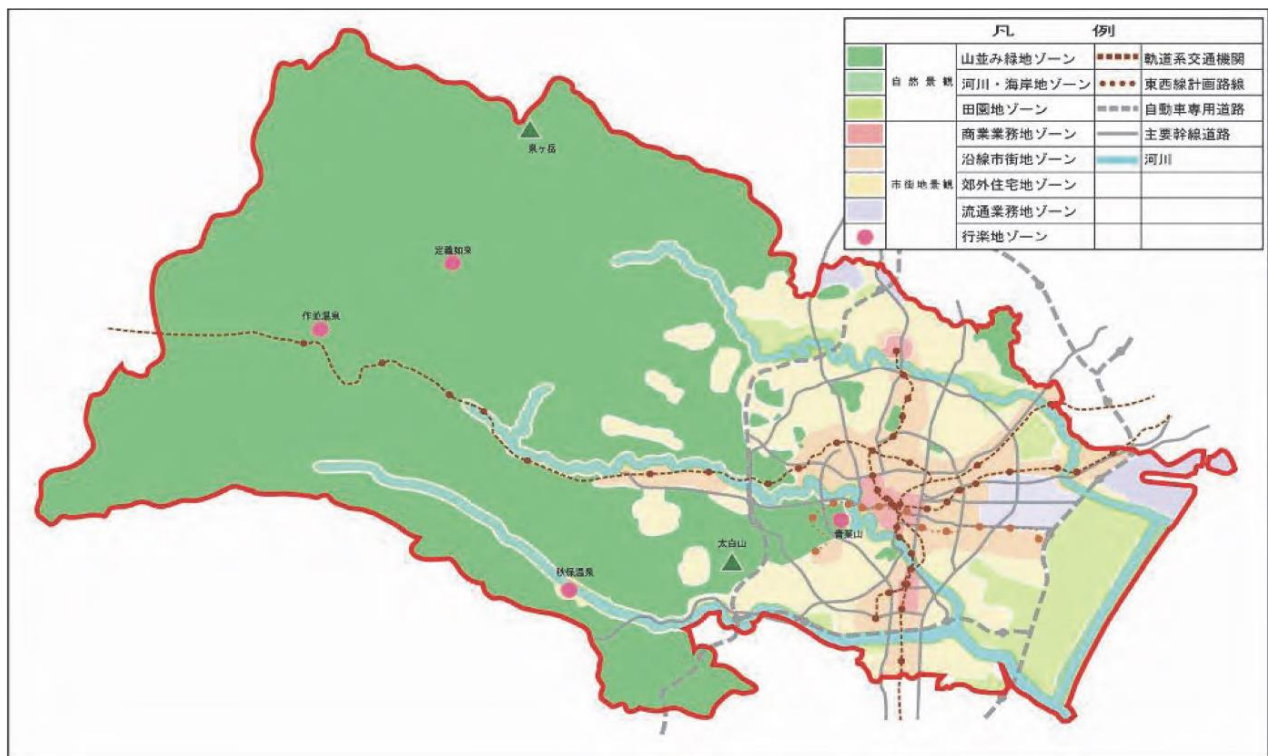
屋外広告物に関する行為については、「仙台市屋外広告物条例」に基づき、禁止地域、許可地域を定めている。また、景観重点区域を広告物景観地域に、広告物等に関する優れた景観を形成する広告物モデル地区を定めている。指定地区として、青葉通、定禅寺通及び宮城野通が景観地区及び広告物モデル地区に指定されており、調査地域内での指定はない。

第 4-42 表 景観計画区域別の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る 山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る 里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る 広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る 太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る 田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る 遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
市街地景観	商業業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る 気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る 緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る
	沿線市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る 中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る 社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る 地区特性を活かした美しい景観形成を図る
	流通業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る 仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る
	行楽地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る 四季折々の自然の豊かな風景を楽しめる景観形成を図る 落ち着きと風情のある観光地として、山里を彩る景観形成を図る

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（仙台市、平成 21 年）

第 4-31 図 景観計画区域の 8 つのゾーン区分



出典：「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」（仙台市、平成 24 年）

